

青春全開 志賀高校!

志賀高校の存続と活性化のため
志賀町は志賀高校を応援します

No.24

輝かしい部活動成績

レスリング部

県高校新人体育大会レスリング競技

- 10月26日㊦ 会場：志賀町総合武道館
- ◇学校対抗戦 優勝 3戦全勝 4連覇
 - ◇個人対抗戦
 - 51kg級 優勝 我満 大記(2年)
 - 男子 60kg級 優勝 白崎 誠也(1年)
 - 65kg級 優勝 谷内 謙斗(2年)
 - 71kg級 第3位 梶野 尊(1年)
 - 80kg級 優勝 小林 大輝(2年)
 - ◇個人対抗戦
 - 53kg級 優勝 岡田 愛生(1年)
 - 女子 57kg級 優勝 水潤 琉奈(1年)

令和元年度全国高等学校選抜レスリング北信越大会

- 11月16日㊦・17日㊧ 会場：志賀町総合体育館
- ◇学校対抗戦 準優勝 本校初
 - ◇個人対抗戦
 - 51kg級 準優勝 我満 大記(2年)
 - 男子 60kg級 第3位 白崎 誠也(1年)
 - 65kg級 優勝 谷内 謙斗(2年)
 - 80kg級 準優勝 小林 大輝(2年)



※レスリング部、全国高等学校選抜大会出場が決まりました!

商業部

県高文連商業部新人競技大会 ワープロ競技の部

- 10月30日㊦ 会場：小松市民センター
- ◇佳良賞 森元 拓(2年)

射撃部

県高校新人体育大会ライフル射撃競技

- 11月7日㊦・8日㊧ 会場：医王山ライフル射撃場・医王山スポーツセンター体育館
- ◇団体の部 ビームライフル少年男子立射 60発競技
 - 第2位 浜田 孝弘(2年)・橋谷 響(2年)・長一 稀(2年)
 - ◇個人の部 男子
 - ・ビームライフル少年男子立射 60発競技
 - 優勝 浜田 孝弘(2年)
 - ・エアライフル少年男子立射 60発競技
 - 第3位 平 夢叶(1年)
 - ◇個人の部 女子
 - ・エアライフル少年女子立射 60発競技
 - 第2位 平田 蓮奈(1年)
 - 第3位 吉岡 京香(2年)

令和元年度北信越高等学校ライフル射撃競技新人大会

- 11月15日㊦～17日㊧ 会場：福井県ライフル射撃場
- ◇10mエアライフル少年女子立射 60発競技
 - 第5位 平田 蓮奈(1年)
 - ◇ビームピストル少年女子立射 60発競技
 - 優勝 平田 蓮奈(1年)



※射撃部、全国高等学校選抜大会出場が決まりました!

その他

新聞読んで感想文コンクール (北國新聞社)

- ◇優秀学校賞 受賞
- ◇佳作 黒田 歩(2年)、
菊田 爽夏(3年)、
中谷 彩花(3年)

10月以降の主な学校行事など

【いしかわ産業教育フェア】10/20



【2年生修学旅行(沖縄県)】12/10～13



【校内マラソン大会】10/29



【3年生社会人マナー講座】12/11



【校内球技大会】12/19



【卒業生と語る会】12/24



ナビティーチャー

池上 淳史 数学科教諭

数学科を担当している池上淳史です。教員1年目ということもあり、赴任当初は大変緊張していましたが、温かく優しい先生方に囲まれて元気が出ましたし、生徒から声をかけられることで、緊張がほぐれていきました。

これからも、生徒と一緒に成長していくという気持ちで頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



学校現場での働き方の見直しを進めています!

〒石川県立志賀高等学校

☎ 32-1166 FAX 32-9077

広報しか 22
2020.2

加賀 志賀 FILE

No. 2

☆キーワードは「志賀町」伝え残していきたい人、物、行事・・・今、活躍している人、などなど紹介していきます。

【小説家・編集者】

わたりのくみ
渡野 玖美 (故人・志賀町五里峠出身)



本名：大門紅美枝

志賀町生まれの小説家、編集者。当人を知る人は、気が強くてしっかりした人であったと言う。三姉妹の母でもあった。

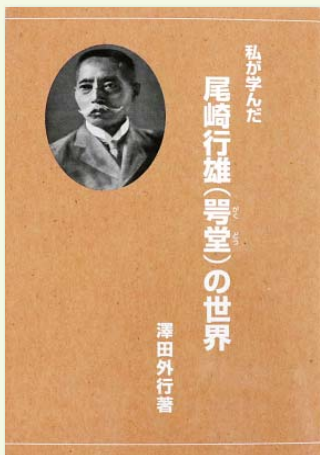
【年譜】

- 1947年 9月9日、石川県羽咋郡土田村火打谷 (現・志賀町火打谷) に生まれる
- 1949年 上熊野村米町へ転居
- 1954年 上熊野小学校へ入学
- 1956年 家族で五里峠開拓団へ入植
- 1960年 志賀中学校へ入学
- 1963年 羽咋高等学校へ入学
- 1966年 東京栄養食料学院へ入学
- 1968年 練馬の大泉病院に栄養士として就職
- 1969年 結婚、東京都足立区で暮らす
- 1974年 石川県加賀市へ転居、文筆活動を始める
- 1977年 「文藝集團」に参加
- 1982年 山代温泉で、スナック「カンナ」を開店
- 1985年 「金澤文學」創刊に参加
- 1989年 『五里峠』近代文藝社から発行
- 1990年 『五里峠』で、第一回日本海文学大賞を受賞
- 1993年 『やさしい悪魔の棲む町』近代文藝社から発行
- 1997年 『帰る家』中日出版社から発行
「金澤文學」第13号発行、この号より編集長となる
- 1999年 『花塗りの里』おうふうから発行
- 2003年 『墓標のない墓』碧天社から発行
『墓標のない墓』第一回碧天文芸大賞を受賞
- 2004年 くも膜下出血のため永眠

志賀町出身の 澤田 外行 さんが本を出版されました!!

『私が学んだ 尾崎行雄 (号堂) の世界』

澤田 外行 (耕出版)



志賀町大島出身の澤田外行さんが、著書を発行し、志賀町立図書館に寄贈しました。澤田さんは法政大学図書館に勤め、定年後は、相模原にある号堂記念館 (政治家・尾崎行雄を顕彰する記念館) に6年間勤務されました。

澤田さんは尾崎の政治活動、精神に触れるにつれ「尾崎翁の魅力はどんな圧力にも負けず信念を通したこと。今の我々にも学ぶことは多いはず」とその生き様に魅せられていきました。今では「尾崎翁のことなら何でも話に伺いますので気軽にお声掛け下さい」と言うまでに。そんな澤田さんがまとめた尾崎行雄の世界。書店では販売していませんので、図書館でご覧ください。

こんにちは!

ハローワーク羽咋です!



◆「ハロートレーニング」をご存じですか?

「ハロートレーニング」は、職業スキルや知識などを習得できる公的制度で、求職者を対象に再就職の実現にあたって必要な訓練を実施しています。

訓練には、雇用保険を受給している求職者を対象とした「公共職業訓練」と、雇用保険を受給できない求職者を対象とする「求職者支援訓練」があります。

◆受講料は基本的に無料!

コース内容もさまざまです。

「公共職業訓練」は「ポリテクセンター石川」や「石川県立産業技術専門学校」などの施設内で行う訓練と民間の訓練実施機関に委託して実施する訓練です。

「求職者支援訓練」は民間の訓練実施機関が実施する訓練で、基本的な能力習得のための「基礎コース」と実践的能力取得のための「実践コース」があります。訓練の受講料は基本的に無料です。(一部自己負担あり。)

雇用保険失業給付を受給できる人は、ハローワークでの受給手続き後、早期に受講を開始すると、さまざまなメリットの対象となる場合があります。また、雇用保険を受給できない人が、一定の要件を満たす場合に「職業訓練受講給付金」が支給されます。

訓練の内容は、「事務系」「IT」「建設」「介護」「製造」など、期間も短期から長期まで、さまざまなコースがあります。

◆「ハロートレーニング」を活用して、希望の就職を目指してみませんか?

「新しい分野に進みたい」「今までの技術をスキルアップしたい」あなたが目指す就職のために、ハロートレーニングがあります。「ハロートレーニング」について、詳しいことをお知りになりたい人は、気軽にハローワーク羽咋までご相談ください。特に4月からの入校をお考えの人は、お早めにご相談を!



☎ハローワーク羽咋 ☎ 0767-22-1241

相法 談律

・弁護士 國田 武二郎 (堀松出身)
東京地検、名古屋地検、横浜地検、仙台高等検察庁検事等を歴任。現在は「あすなる法律事務所」を開設し弁護士として活動しています。愛知学院大学の特別教授も務めています。



同一労働同一賃金について

Q:働き方改革の目玉の一つで「パートタイム・有期雇用労働法」の規定する「同一労働同一賃金制度」が本年4月から施行されると聞きますが、具体的にどのようなことになるのでしょうか。

A:「同一労働同一賃金」とは、同一企業・団体における正規雇用労働者(正社員)と非正規雇用労働者(アルバイト社員、パート社員、派遣社員)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものであり、多様な働き方を自由に選択できるようにするものです。

厚生労働省のガイドラインによれば、例えば、パートタイム労働者の基本給の場合「基本給が、労働者の能力又は経験に応じて支払うもの、業績又は成果に応じて支払うもの、勤続年数に応じて支払うものなど、その趣旨・性格が様々である現実を認めた上で、それぞれの趣旨・性格に照らして、実態に違いがなければ同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。」と記載されています。換言すれば、非正規雇用労働者も、正規雇用労働者と能力、経験、業績などが同じであれば、賃金などの待遇面で不合理な差別的扱いをすべきではなく、同等に扱ふべきということです。加えて、基本給など正社員とパートタイム労働者

を同一にする過程で、正社員の基本給などを会社が一方的に下げるとは、労働条件の不利益変更と認められません。あくまで正社員の基本給などに基つきパートタイム労働者の基本給など整備を進めるとのことです。

また、非正規雇用労働者と正規雇用労働者との待遇差がある場合、その内容・理由などについて説明義務が事業主に課せられるようになりました。事業主は仮に待遇差を設けた場合、合理的に説明がつくように制度設計しておく必要があります。なお、理由を求めた非正規雇用労働者に対して、解雇、減給、昇給停止などの不利益を取り扱いをすることは禁止されています。

この同一労働同一賃金を実行あらしめるために、違反があった場合、行政として勧告をし、それでも従わない場合、その旨をネットなどで公表するようになります。また非正規雇用労働者に関する紛争については、裁判外紛争解決手続(行政ADR)の利用も可能になり、申出があれば、各都道府県の労働局が調停・斡旋をしてくれます。

大企業は本年4月からですが、中小企業は来年4月から施行されます。同一労働同一賃金を今後どのように取り組むべきかについては、社会保険労務士などの専門家と相談しながら、今から準備しておく必要があります。